

令和3年11月30日

民生常任委員会会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 令和3年11月30日
開会 13時00分 閉会 13時43分
- 2 場 所 幕別町役場3階会議室
- 3 出席者 委員長 小田新紀 副委員長 藤原孟
委員 藤谷謹至 小島智恵 荒貴賀 中橋友子
議長 寺林俊幸
- 4 傍聴者 7名
- 5 事務局 事務局長 萬谷司 議事課長 半田健 庶務係長 北原正喜
- 6 審査事件及び審議内容
- 1 付託された議案の審査について（別紙）
 - (1) 陳情第4号 補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情
 - 2 所管事務調査項目について
正副委員長に一任することにした。
 - 3 各種団体との意見交換会について
正副委員長に一任することにした。
 - 4 所管事務調査報告書について
修正等があれば事務局までお知らせいただくことにした。
 - 5 その他
 - (1) 閉会中の継続調査申し出について
 - (2) 令和4年度 年間活動計画について

・次回開催日時 令和3年12月16日（木） 午前10時から

民生常任委員会委員長 小田新紀

◇審査内容

(開会 10:00)

○委員長(小田新紀) ただいまから、民生常任委員会を開会いたします。

これよりインターネット中継を始めます。

それでは早速、議題の方に入らせていただきます。

まず、一つ目、付託された陳情の審査についてであります。

陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情を議題といたします。

さきの委員会におきまして、町から管内状況等について、情報提供をいただきました。

それらを踏まえて、委員の皆さんから、さらに内容について検討する時間が必要といった発言がございまして、結論を見出すためにはもうしばらく時間が必要であろうと、町の方もさらなる調査が必要というようなこともありましたので、継続審査とさせていただきます。

本日の委員会におきましては、定例会中においてもさきの委員会開催から日が浅く、資料等の収集、調整をする時間等が十分なくて、協議検討する資料等を皆さんにお示しすることができません。

そのため、結論を見出すことができない状況にあると考えております。

さらなる慎重な審査を行っていくために、こちらの陳情につきましては、閉会中の継続審査にしたいと考えておりますが、委員の皆さんの意見を伺いたいと思います。

中橋委員。

○委員(中橋友子) 確認なのですけれども、9月の議会にかけられまして、結論が出なくて、閉会中の継続審査ということでしたね。

本日、12月の定例会が始まりました。

つまり、閉会中ではなくて、開会中になるのではないのでしょうか。

開会中というのは、12月の20日までが会期になりますよね。その間は開会中。

そこで結論が出なかった場合には、また閉会中の継続審査ということで、現時点では閉会中の継続審査ではなくて、開会中と解釈するのですけれども、どうですか。

○委員長(小田新紀) 関わって、皆さんご意見ありますか。

(なしの声あり)

○委員長(小田新紀) 現時点での状況におきまして、開会中に町から新たな資料や情報等が出てくる見込みはないと判断をしております。

そういった資料等々がない中で、この審査を続けていくというご意見を皆さんからいただくということであれば、これに関わった審査をしていくということは、もちろん問題ないかと思うのですが。

それらを踏まえて皆さんの方で、そういった情報がない中で、審査を続けていくかどうかということについて、改めて、もしご意見があれば伺いたいと思います。

藤原委員。

○委員(藤原孟) 私は一生懸命勉強をしました。

その結果、閉会中の継続審査ということだったので、さらに深めるために勉強しまして、難聴を感音難聴という、そういうことを知りまして、その対策としてはこのように書いてあります。

感音難聴の解決法は、もっと聞こえが悪くなってから補聴器の使用を後回しにしている人が多いけれども、補聴器は早めに、症状が軽いうちに使うことが効果的。耳が補聴器の音に順応しやすくなると、早く使えば。いよいよ聞こえが悪くなってから、補聴器

を使っても耳の順応性が低下してしまうので、非常に対応が遅くなってしまってはダメだという書き出しがしてあります。

9月に陳情が出ておりました、それからもう3か月。次にまた繰り延べると結局、今もう買わなくてはいけないという方に対して、補助が出るのだから出ないのだからわからないからということで、またその人たちが延ばすのではないかと。

そういう方が出てくれば、我々が陳情を受けて、そういう対応をしなくてはならない人に対して、迷惑をかけてはいけないなと私は思うようになりましたので、やはり12月20日まで日にちがありますのでね、できれば、もう一度委員会を開いて、できれば陳情に対して結論をどうするかという、結論を出すべきではないかと私は思います。以上です。

○委員長（小田新紀） そのほか、ご意見いかがでしょうか。

藤谷委員。

○委員（藤谷謹至） 私は前回の住民福祉部の資料を見て、その資料の中身としては、身体障害者手帳を交付されている方のデータ、近隣町村で実施しているところのデータを示していただきました。

その交付されている方、身体障害者手帳を交付されている難聴の方の発送数が120人に対して、半数の方の返答だと、その中で補聴器を使われている方が67%、あと33%の方は使われていないと、そういう資料を提供していただいて、今後、ほかの方、身体障害者手帳を持っていない方の今回は陳情ですから、その調査を待って、私は判断をして、本当に補助が良い制度になるのかどうかということ、それを持って判断したいと思って、担当部署からのデータのより詳しい内容を知りたいと思っています。

○委員長（小田新紀） 中橋委員。

○委員（中橋友子） 今、藤谷委員が言われた資料の関係は、私も前回出していただいた資料は身体障害者手帳を持っていらっしゃる方だけだから、ここで言っているいわゆる手帳を持たなくても高齢になって、難聴を抱え補聴器を必要とする人たちにきちっと利用していただくためという資料とはちょっと噛み合わなかったと思うのですよね。

資料として、一つのデータとしては、それはそれで参考にはなりましたがけれども、幕別町全体の状況ということになれば、また違った視点から見ていくということになるのだと思います。

そこで、住民の皆さんからそういう要望が出た時に何を持って判断していくかということが大事になるのだろうと思うのです。

町の考え方というのももちろん加味しながら結論を出すということは決して否定をするものではないのですけれども、住民の皆さんの声があるということは、例えば、町として計画を持っているものあるいは持っていないもの、実現してほしいというのが見えていけばこういった要望もそんなに力強く出してくるということではないと思うのだけれども、見えていないからこそ、何とか議会としていろいろ調査研究してやっていただきたいということなのだと思います。

それでね、町が町がと言っているとどんどん遅れていきますし、町が全体の調査をする考えでいるのかどうかも私はわかりません。

要は陳情の中身、趣旨がどうなのかところを一番主眼として町民の皆さんにとって本当に必要なことであれば、結論を出す。

出した結論に対して、町がまた次、どう働きかけていくかということは、理事者側の問題としてあるのだろうと思いますけれどもね。町の方の様子だけを見て、結論を出さ

ないということになれば、どこまで延びていくかわからないということになりますのでね。

私は、藤原委員からもありましたし、前回の時もいろんな皆さんの意見を聞かせていただいて、学ぶことたくさんありますしね、ここの委員会で議論を重ねて、学びあってよしこれだったら結論を出せるねというところまでいけば、やはり出すということが大事なのだと思うのです。

もう一つは、陳情はやっぱり会期期間中に結論を出すというのが、大きな意味での大原則。できればその期間に出していくということですから、あとに押すことによって、その役割そのものも薄れてしまうというようなことでは、あってはならないと思いますので、ぜひ12月議会中に委員会を開いていただいて、議論を重ねたいと思います。

○委員長（小田新紀） そのほか、ご意見ございませんか。

小島委員。

○委員（小島智恵） 確認でもあるのですけれども、早めに委員会としての結論を出さなければならぬというの、ごもっともなのですけれども、町のデータですね、手帳を交付されていない方で難聴という方が陳情の趣旨の対象者になると思うのですけれども、そういった方を含めてですけれども、そういう方のデータ、町の方で調査するとは思いますが、それっていつくらいに出されるのか。我々に示されるのかっていう、そういう見通しとかはまだ決まっていなのですかね。

時期的にはいつ頃出るとか、そこまではどうなのでしょう。

○委員長（小田新紀） はっきりしたことについてはなかなかまだ町の方も示すことはできていない状況ですけれども、この1か月、2か月で出てくるようなものではないと私もみてはいます。

小島委員。

○委員（小島智恵） 3月議会辺りには。そこまでもわからないですか。

○委員長（小田新紀） 暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（小田新紀） 休憩前に引き続きまして、審議をいたします。

先ほど委員の方から開会中も委員会を開いて継続して審議をしてきたいというお声をいただきまして、町から新たな資料等々が出るかどうかは別としても、委員の中でしっかりとこの陳情について議論していくということで、開会中の継続審査とまずさせていただきますと思いますが、よろしいでしょうか。

では、開会中の継続審査とさせていただきます。

その上で、現在、町に何か必要な資料を求めたりとか、こういったことについて調べていきたいと委員の中で共有しておきたいこと等々ありましたら、ご意見を伺いたいと思います。

荒委員。

○委員（荒貴賀） 前回は、十勝管内の状況について、資料をいただいたところでありませう。

十勝管内になりますとやはり人口規模の問題が多少違うのかなという認識を持っていたり、最近、事業を実施しているという町村があるのかなという覚えがあります。

全国的に加齢性難聴者への補聴器の事業をやっている町村が多々あったかなと認識していますので、幕別町の人口規模もしくはそれ以上のところの実施しているところの情報、予算、どれだけの実績があったのかというのをぜひ資料としてあったらよいのかな

と思っております。

ただですね、本陳情につきましては、前の9月議会、もう3か月経っているところがありますので、私自身としては、早期に陳情された方に議会として、なんらかの形、早期に結論を出していくことは大切であろうと思っておりますので、その辺を加味して、委員会を進めていただければと思っております。以上です。

- 委員長（小田新紀） 荒委員より幕別町と同規模程度の十勝管外あるいは全国といったところですね、そういった情報について町のほうに求めたいということでご意見がありました。皆さんの方からそれに関わって何かご意見ございますか。

（なしの声あり）

- 委員長（小田新紀） それでは特にならなければ、町の方にそういった情報を共有していただけるように要望をしたいと思います。よろしいでしょうか。

（よいの声あり）

- 委員長（小田新紀） それでは、1番、陳情第4号、補聴器購入に対する公的補助制度を求める陳情についてはこれで終了いたします。

本委員会のインターネット中継はこれで終了いたします。

（審査終了13：19）